1. 前回の審議会での議論を踏まえた論点整理

前回の審議会での主な意見(集約)

- ●有料化の前提であった、近い将来に八尾市自前の焼却工場を建設しなければならないという状況から、一部事務組合の設立による広域処理という方向に進んでいる。これまで建替えのための財源を確保するという観点から有料化の議論を進めてきたが、1枚目から有料とするのではなく、一定量を超えた分から有料とするべきではないか。
- ●指定袋制度の運用をはじめとして、町会との関わりは密接不可分であり、有料化の導入にあたっては町会との関わりが希薄にならないように配慮する必要がある。
- ●一部事務組合の件と関連づけるのではなく、財政的な問題なども踏まえて今後のごみ処理のあり方を検討すべきである。

共通認識

- ●前期審議会での議論やこれまでの審議会での議論等から、本市も家庭ごみの有料化を実施する必要がある。
- ●ごみを多量に排出する市民とごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民のギャップがある。
- ●指定袋の配布のあり方(配布枚数や配布方法)については、単なる有料化に留まるのではなく「八尾方式」による制度構築を図る必要がある。

今後の検討項目

【有料化の仕組み】

- ●有料化の対象:どこまでの範囲を有料化の対象とするのか(資源物を有料化の対象とするのか否か)
- ●手数料の料金体系:単純従量制とするか超過従量制とするのか
- ●町会との関わりについて:町会との連携をどのように図るのか
- ●手数料の設定:手数料をいくらに設定するのか
- ●指定ごみ袋等の種類

【有料化に際しての留意事項】

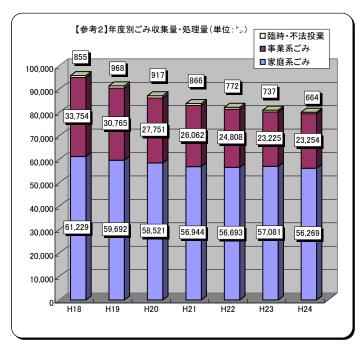
●収入の使途

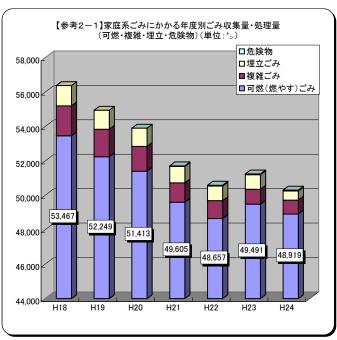
2. 本市における収集ごみ等の状況

【参考1】年度別ごみ収集量・処理量の推移①

(単位: トン)

								(単位:「ッ)
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	人口(年度末人口)(人)	273,883	273,292	272,469	272,024	271,505	271,066	270,029
世帯	数(年度末世帯数)(世帯)	114,898	115,976	116,786	117,973	119,023	120,090	119,544
	可燃(燃やす)ごみ	53,467	52,249	51,413	49,605	48,657	49,491	48,919
家	収集	53,467	52,248	51,413	49,602	48,620	49,450	48,876
	持込		1		3	37	41	43
	複雑ごみ	1,745	1,600	1,445	1,127	1,041	866	810
	収集	1,337	1,131	1,077	812	770	643	574
庭	持込	408	469	368	315	271	223	236
<i>~</i> _	埋立ごみ	1,178	1,108	1,056	956	851	849	527
	収集	1,166	1,099	1,045	939	834	838	517
	持込	12	9	11	17	17	11	10
	資源物	2,734	2,793	2,713	2,366	2,451	2,289	2,271
系	収集	2,734	2,793	2,713	2,366	2,451	2,289	2,271
	持込							
	ペットボトル	24	26	27	168	379	381	409
	収集	24	26	27	168	379	381	409
Ĵ	持込							
_	容器包装プラスチック			14	818	1,464	1,368	1,582
	収集			14	818	1,464	1,368	1,582
	持込							
	粗大ごみ	2,081	1,916	1,852	1,869	1,805	1,791	1,697
み	危険物			1	35	45	46	54
	小計	61,229	59,692	58,521	56,944	56,693	57,081	56,269
事	可燃(燃やす)ごみ	31,904	29,463	26,899	25,310	24,161	22,684	22,668
,	収集	3,194	2,585	1,934	262	19	9	90
	持込	7,706	2,462	2,097	2,140	1,701	1,547	1,709
業	許可業者	21,004	24,416	22,868	22,908	22,441	21,128	20,869
	複雑ごみ	1,315	827	453	324	197	147	120
	収集 持込	21 1,294	27 800	23 430	12 312	5 192	10 137	5 115
系	■行込 埋立ごみ	474	418	357	415	439	381	455
	収集	15	18	357	3	439	5	455
	持込	459	400	346	412	436	376	454
ご	資源物	459	57	42	13	430	13	11
	収集	61	57	42	13	11	13	11
_	持込	01	37	42	13		13	- ''
み	小計	33,754	30.765	27,751	26,062	24,808	23,225	23,254
不臨	可燃(燃やす)ごみ	458	514	526	525	406	450	352
	破砕ごみ	395	431	383	332	341	273	299
投	埋立ごみ	2	23	8	9	25	14	13
棄・	小計	855		917	866	772	737	664
f	総合計	95.838		87.189	83.872	82.273	81.043	80,187
Щ_	TANCE IN INI	95,656	31,420	07,109	00,072	02,273	01,043	00,107

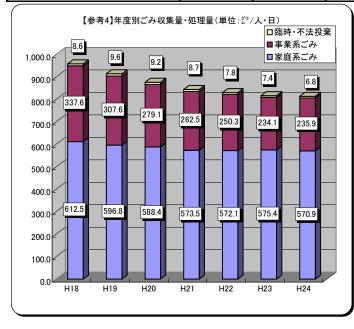


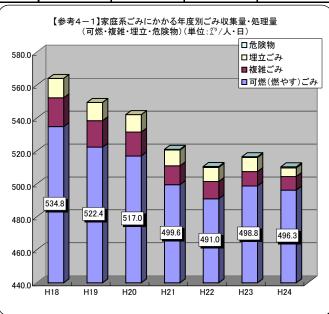


【参考3】年度別ごみ収集量・処理量の推移②

(単位: ፭ラ/人・日)

_								L. 4 / 八 · ロ /
	人口(年度末人口)(人)	平成18年度における1人1日	平成19年度における1人1日	平成20年度における1人1日	平成21年度における1人1日	平成22年度における1人1日	平成23年度における1人1日	平成24年度における1人1日
世帯数(年度末世帯数)(世帯)		あたり排出量						
家	可燃(燃やす)ごみ 収集 持込	534.8	522.4	517.0	499.6	491.0	498.8	496.3
	複雑ごみ収集	17.5	16.0	14.5	11.4	10.5	8.7	8.2
庭	持込 埋立ごみ 収集 持込	11.8	11.1	10.6	9.6	8.6	8.6	5.3
系	資源物 収集 持込	27.4	27.9	27.3	23.8	24.7	23.1	23.0
	ペットボトル 収集 持込	0.2	0.3	0.3	1.7	3.8	3.8	4.2
ĵ	容器包装プラスチック収集持込			0.1	8.2	14.8	13.8	16.1
l 1	<u>.</u> 粗大ごみ	20.8	19.1	18.6	18.8	18.2	18.1	17.2
み	危険物				0.4	0.5	0.5	0.6
07	小計	612.5	596.8	588.4	573.5	572.1	575.4	570.9
事	可燃(燃やす)ごみ 収集 持込 許可業者	319.1	294.5	270.5	254.9	243.8	228.7	230.0
業	複雑ごみ 収集 持込	13.2	8.3	4.6	3.3	2.0	1.5	1.2
系ご	埋立ごみ 収集 持込	4.7	4.2	3.6	4.2	4.4	3.8	4.6
み	資源物 収集 持込	0.6	0.6	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1
	小 計	337.6	307.6	279.1	262.5	250.3	234.1	235.9
	可燃(燃やす)ごみ 破砕ごみ 埋立ごみ	8.6	9.6	9.2	8.7	7.8	7.4	6.8
棄・	小計	8.6	9.6	9.2	8.7	7.8	7.4	6.8
	総合計	958.7	914.0	876.7	844.7	830.2	816.9	813.6





3. 新たな共同処理と関係市の状況

(仮称)大阪市、八尾市、松原市環境施設組合の設立に向けた協議

●現在のごみの共同処理体制

大阪・八尾両市の行政協定に基づき、本市が無償譲渡した用地に大阪市がごみ焼却施設を建設し、昭和41年度から大阪市の管理・運営のもとに両市のごみを日量450t焼却してきた。

しかし、増大する可燃性ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、平成3年12月から建替え工事を行い、平成7年3月末に完成、4月1日から本格稼働している。

焼却委託料(現在は14.200円/トン)を大阪市に支払うことで、八尾市の可燃ごみは処理されている。

ごみの減量化や経済情勢の変化など、大阪市を取り巻く環境が激変したことにより、共同処理のあり方についての協議を重ねる。

●新たなごみの共同処理体制の構築に向けた協議

大阪市域といった狭い範囲にとらわれず、市域を越えて広範囲で実施した方が多くの面で合理性があるとの観点から、大阪市において平成24年4月に「ごみ焼却工場の整備・配置計画」の再検討がなされた。その結果、ごみ焼却処理を広域的事業と位置づけ、当面はその範囲を「大阪府ごみ処理広域化計画」にいう「大阪ブロック(大阪市および八尾市・松原市)とし、将来的には更なる広域化を図ることで効率的なごみ処理に発展させることや現在の9工場を6工場稼動体制にすることなどの方向性が示された。

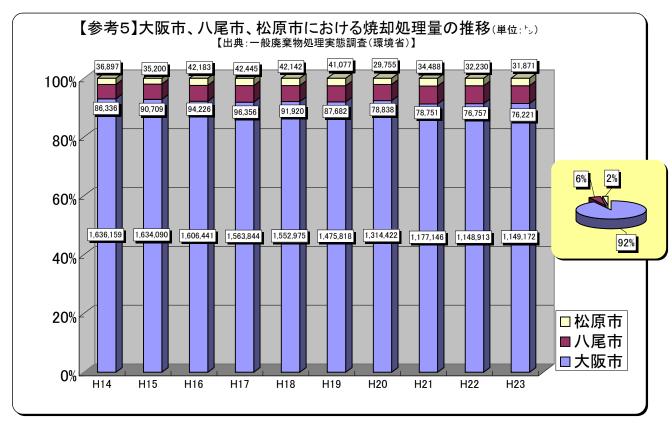
将来にわたって、効率的・効果的なごみの焼却処理体制の確保につながる。

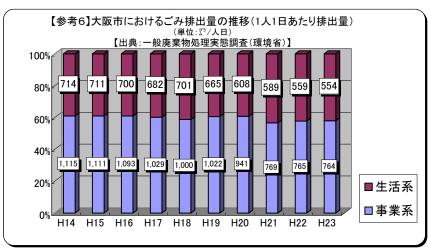
複数の焼却工場の稼動体制により、緊急時の弾力的な処理体制を確保するとともに、ごみ量の変動にも対応することが可能となる。

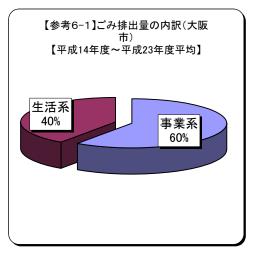
構成市が運営への参画等、ごみの処理の 負担と責任を公平に負う体制への転換 各構成団体が負担割合等に基づき負担 (将来における焼却処理場の整備事業費につい ても、構成市が負担することになる)

ごみ処理量を基本とした負担

`更なるごみの減量・資源化が八尾 市の負担の軽減につながる



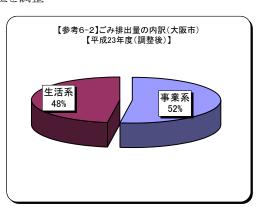




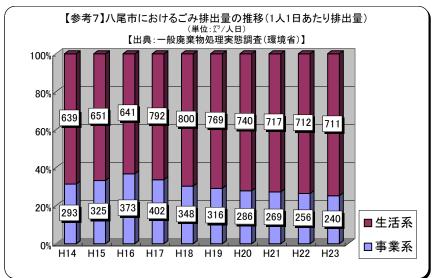
※大阪市はマンションごみの一部を許可業者が収集し、市が収集する生活系ごみにこのマンションごみが入っていない。 「業種・業態別 事業系一般廃棄物排出実態調査報告書」(大阪市 H25.2)によれば、平成23年度で10.4%となっている。

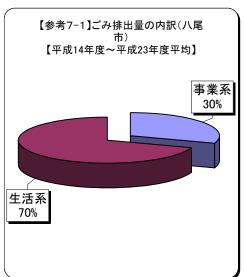
【参考】平成23年度の一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値を調整

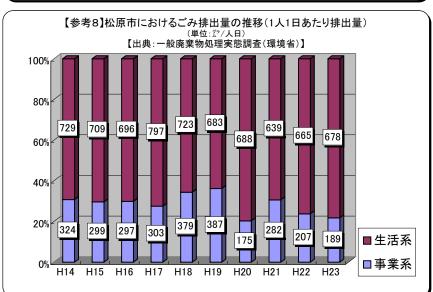
事業系	764	事業系	688
生活系	554	生活系	630

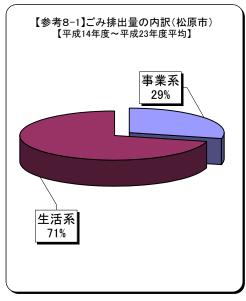


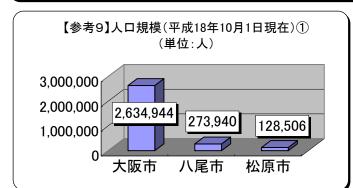
八尾市廃棄物減量等推進審議会資料(No.11)

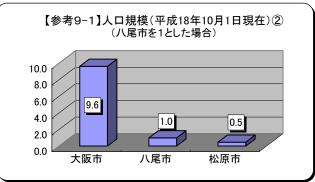


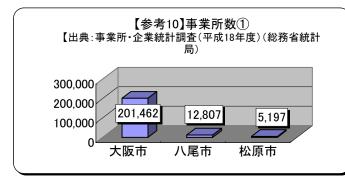


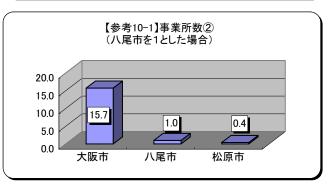












【参考11】3市間の生活系ごみ排出量(可燃ごみ ※資源ごみ,集団回収は含まず)の比較(平成23年度実績)

			生活系ごみの	の排出量(民間許	可業者収集マンシ	ョンごみ含む)	
	計画処理人口 (*1)	可燃ごみ	市民一人一日		マンション		合計
		(*2)	当たりの排出量①	事業系ごみ 市民一人一日 当たりの排出量	事業系ごみ中の マンションごみ の割合	市民一人一日 当たりの排出量 ②	1)+2)
大阪市	2,541,708人	420, 913 t	454 g /人/日	764g/人/日	10%	76g/人/日	530 g /人/日
八尾市	264,660人	49, 942 t	517 g /人/日	240 g /人/日	未調査	_	517g/人/日
松原市	125, 421人	22, 701 t	496 g /人/日	189 g /人/日	未調査	-	496 g /人/日

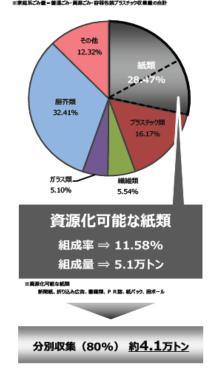
- *1 外国人登録人口は含まない。 (環境省の排出原単位算定方式に合わせた。)
- *2 大阪市は混合ごみ、松原市は一部調整を加える。

出典:環境省一般廃棄物処理実態調查 (H23)

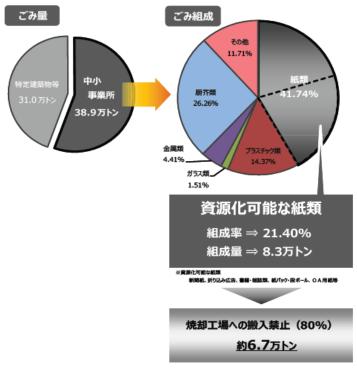
【参考12】大阪市における資源化可能な紙類の見込み

ごみ組成率(家庭系ごみ・事業系ごみ)

家庭系ごみ量 平成22年度実績:44.3万トン



事業系ごみ量 (特定建築物等除く) 平成22年度実績:38.9万トン - 事業系に計画・所可需報収費量勢が予問党機関制等なか書せ版化さる (特定機能を対象を批准しないるため)



出典: 平成24年4月11日 戦略会議資料(大阪市)

※【参考13】各市の減量と負担割合の試算

(単位:トッ)

(単位:トシ)

(単位: トン)

(単位:トン)

基準年度				
焼却処理量 (単位:トシ)				
平成23年度				
大阪市	1,149,172	91.4%		
八尾市	76,221	6.1%		
松原市	31,871	2.5%		
合計	1,257,264	100.0%		
※大阪市環境局資料より				

	仮想(大阪市▲				
大阪市	1,034,255	90.5%			
八尾市	76,221	6.7%			
松原市	31,871	2.8%			
合計	1,142,347	100.0%			
(単位: トン)					
仮想(大阪市▲20%)					

	仮想(八尾市▲	10%)
大阪市	1,149,172	92.0%
八尾市	68,599	5.5%
松原市	31,871	2.6%
合計	1,249,642	100.1%
	(単	位:トッ)
	佐根 / 八尺十 /	1000/

【単位:百万円】

	仮想(松原市▲10%)				
大阪市	1,149,172	91.6%			
八尾市	76,221	6.1%			
松原市	28,684	2.3%			
合計	1,254,077	100.0%			
	(単	位:トン)			

	仮想(大▲10%、八▲5%)				
大阪市	1,034,255	90.8%			
八尾市	72,410	6.4%			
松原市	31,871	2.8%			
合計	1,138,536	100.0%			
(単位:トン)					

	大阪市	919,338	89.5%	t
•	八尾市	76,221	7.4%	八
	松原市	31,871	3.1%	松
	合計	1,027,430	100.0%	QП

(ナル・)/					_	- <u> -</u> ,
	仮想(八尾市▲	20%)			仮想(八尾市▲	20%)
阪市	1,149,172	92.5%		大阪市	1,149,172	91.99
尾市	60,977	4.9%		八尾市	76,221	6.19
原市	31,871	2.6%		松原市	25,497	2.09
計	1,242,020	100.0%		合計	1,250,890	100.09

	仮想(大▲20%、/	\▲ 5%)
大阪市	919,338	89.8%
八尾市	72,410	7.1%
松原市	31,871	3.1%
合計	1,023,619	100.0%

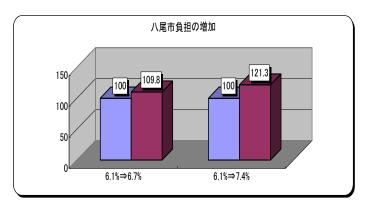
管理運営費の負担割合

(単位:白万円)						
	平成23年度					
大阪市	14,624	91.4%				
八尾市	976	6.1%				
松原市	400	2.5%				
合計	16,000	100.0%				

	16.000	100 0%
	10,000	100.070
V.	大阪市福倍县》	冬料 トル

	似怨(入阪巾▲	10%)	岿 测
大阪市	14,480	90.5%	▲ 144
八尾市	1,072	6.7%	96
松原市	448	2.8%	48
合計	16,000	100.0%	0
			【単位:百万円】
	仮想(大阪市▲	20%)	増減
大阪市	14,320	89.5%	▲ 304
— .			

-			【単位:百万円】
	仮想(大阪市▲	増減	
大阪市	14,320	89.5%	▲ 304
八尾市	1,184	7.4%	208
松原市	496	3.1%	96
合計	16,000	100.0%	0



各市の排出状況を踏まえての今後の方向性

- ●大阪市については、事業系ごみに削減の余地がある。
- ●生活系ごみ(可燃ごみ)を見る限りでは、各市とも大差がない分、減量の取り組みが負担に直結す

大阪市は「事業系ごみの減量・資源化」に取り組む余地がある分、八尾市は「生活系ごみの減 量・資源化」が共同処理の枠組みにおける将来負担の多寡に関わる。

- 一部事務組合によるごみの焼却処理であっても、建設費にかかる八尾市の負 担そのものが不要になったわけではなく、一部事務組合に加入する以上は将来に わたって負担をしていく必要がある。
- ●焼却工場が立地する地元の負担軽減について、八尾市民全体で取り組んでい く必要がある。
- ●ごみ処理の現状や減量・リサイクル等に対する市民意識の向上が必要である。

本市の指定袋制度

【参考14】 可燃袋配布基準

	つがないで生土					
	基本	セット	調整セット			
世帯人数	配布枚数	效(52枚)	配布数(1	0枚入り)		
	半期	年間	半期	年間		
3人~4人			1セット(10枚)	2セット(20枚)		
5人~6人	1セット(52枚)	2セット(104枚)	2セット(20枚)	4セット(40枚)		
7人以上			3セット(30枚)	6セット(60枚)		

【参考14】指定袋関係経費

【単位:千円】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定袋配布謝礼	10,137	10,048	9,972	9,864
作成·配送委託料	101,071	91,350	105,487	113,579
郵便料	991	964	950	942
その他	2,397	5,648	1,067	883
小計	114,596	108,010	117,476	125,268

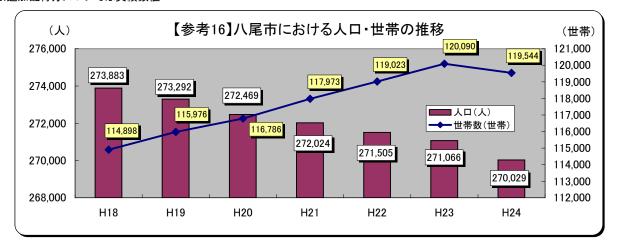
【参考】ごみ関係経費	3,432,010	3,417,032	3,623,887	
ごみ関係経費に占める割合	3.3%	3.2%	3.2%	

【参考14-	1】 複雑袋及び埋	立袋配布基準		
	基本	セット		
世帯人数	配布枚数	效(52枚)		
	半期	年間		
3人~4人				
5人~6人	1セット(3枚)	2セット(6枚)		
7人以上				

【参考15】 指定ごみ袋配付数と排出状況との比較

1951	世帯人数	世帯数	配付対象 世帯人数	可燃	複雑	埋立	資源	容プラ	ペット	合計
	八奴	0= 111		2 245 224	150 010	150 010	210 501	210 =21	225 222	4 455 040
	1	25,441	25,441	2,645,864	152,646	152,646			305,292	4,477,616
	2	32,378	64,756	3,367,312	194,268	194,268	777,072	777,072	388,536	5,698,528
	3	22,035	66,105	2,732,340	132,210	132,210	528,840	528,840	264,420	4,318,860
	4	20,274	81,096	2,513,976	121,644	121,644	486,576	486,576	243,288	3,973,704
	5	7,486	37,430	1,077,984	44,916	44,916	179,664	179,664	89,832	1,616,976
通	6	2,219	13,314	319,536	13,314	13,314	53,256	53,256	26,628	479,304
一 记 : 完	7	640	4,480	104,960	3,840	3,840	15,360	15,360	7,680	151,040
通常配付分	8	172	1,376	28,208	1,032	1,032	4,128	4,128	2,064	40,592
分	9	34	306	5,576	204	204	816	816	408	8,024
	10	23	230	3,772	138	138	552	552	276	5,428
	11	1	11	164	6	6	24	24	12	236
	12	1	12	164	6	6	24	24	12	236
	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15	1	15	164	6	6	24	24	12	236
	小計(A)	110,705	294,572	12,800,020	664,230	664,230	2,656,920	2,656,920	1,328,460	20,770,780
ì	追加配付	·分(B)		587,306	44,273	10,697	39,533	71,245	37,322	790,376
配布袋	数 (C)	=(A)+(B)		13,387,326	708,503	674,927	2,696,453	2,728,165	1,365,782	21,561,156
組成分析	から推定	排出枚数(D)		11,528,904	326,000	206,618	1,009,649	1,480,519	591,615	15,143,305
差	引(C)-	(D) (E)		1,858,422	382,503	468,309	1,686,804	1,247,646	774,167	6,417,851
排	出率(D)/(C)		86.1%	46.0%	30.6%	37.4%	54.3%	43.3%	70.2%
【参考】平	成23年	度返却枚数(F)		67,080	15,300	31,500	100,800	37,800	22,800	275,280
迈	支却率 (F)/(E)		3.6%	4.0%	6.7%	6.0%	3.0%	2.9%	4.3%

※通常配付分については、23年度における資源循環課登録世帯より算出 ※追加配付分については実績数値



【参考17】世帯人員と1人1日当たりのごみ排出量の関係

4		1人	2人	3人	4人	5人	平均 (合計)	備考
多摩地域	総ごみ量排出原単位	719.7	795.5	676.3	565.9	472.7		H17.9~10の8日間の調査。調査協力世帯にごみ袋を配布・回収し、計
Ψ.	(調査世帯数)	(83)	(177)	(137)	(111)	(83)	(591)	量。世帯人数はアンケートで把握。
川崎市↓	総ごみ量排出原単位	846.3	753.0	554.2	508.7	533.9	637.6	H20.9の7日間の調査。調査協力世帯にごみ袋を配布・回収し、計量。世
	(調査世帯数)	(42)	(46)	(29)	(20)	(14)	(151)	帯人数はアンケートで把握。
台東区	総ごみ量排出原単位	684.4	800.0	634.2	410.8	325.0	638.3	H21.11に調査。集積場にてサンプリング後、計量。世帯人数はヒアリングで把握。
4	(調査世帯数)	(28)	(70)	(48)	(54)	(28)	(228)	平均は台東区の世帯人数別世帯数で加重平均。
目黒区	総ごみ量排出原単位	730.7	669.8	546.7	546.1	513.1	616.9	H21.11の7日間の調査。調査協力世帯にごみ袋を配布・回収し、計量。
-	(調査世帯数)	(27)	(30)	(20)	(22)	(11)	(110)	世帯人数はアンケートで把握。集団回収合む。
荒川区 ↩	総ごみ量排出原単位	1,311.5	890.0	811.7	683.9	537.7	740.9	H22.7の8日間の調査。調査協力世帯にごみ袋を配布・回収し、計量。世
	(調査世帯数)	(12)	(37)	(32)	(17)	(18)	(116)	帯人数はアンケートで把握。
板橋区	総ごみ量排出原単位	787.2	552.1	540.7	446.0	439.9	540.6	H22.10の7日間の調査。調査協力世帯にごみ袋を配布・回収し、計量。
41	(調査世帯数)	(14)	(40)	(20)	(19)	(21)	(114)	世帯人数はアンケートで把握。
平均	総ごみ量排出原単位	781.2	766.4	653.5	523.8	459.3	628.5	
4	(調査世帯数)	(206)	(400)	(286)	(243)	(175)	(1,310)	

※調査世帯数は可燃ごみのもの。1~5人に各都市のデータを補正した。表中の数値は可燃+不燃+資源の総ごみ量の排出原単位である。

出典:各市の調査報告書から作成↓

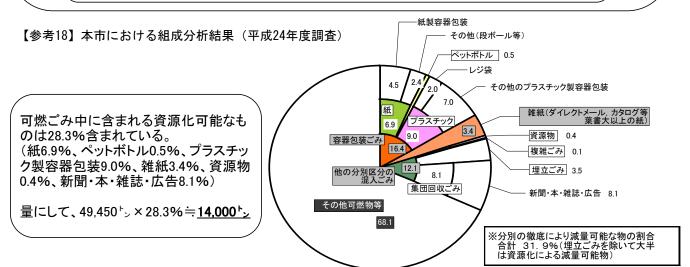
【世帯人員と1人1日当たりの排出量の関係式】↓ Y (1人1日当たりの排出量) = -88.64××(世帯人員) +902.8 (相関係数: -0.977)↓↓

- ○他の自治体でも見られる傾向として人口は減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にある。
- ●八尾市についても、人口は減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にある。

〇世帯の構成人数が多くなるほど、1人当たりの排出量は減少するが、世帯の構成人数が少ないほど1人当たりの排出量は増加する。



- ◎ごみを排出する市民一人ひとりが、ごみの減量・資源化に取り組むという動機づけにつながる制度構築が必要
- ◎排出量に応じた負担となるよう、公平性が確保される制度であること



5. 家庭ごみの有料化の仕組みの比較

家庭ごみの有料化の仕組みは「単純従量制」と「超過量有料制」があり、それぞれに長所と短所があります。

【単純従量制】

(長所) ごみの排出量に応じてごみ袋を負担するシステムで、排出者全体を対象とするため、排出 抑制効果が大きく排出量に応じた負担の公平化が図られます。

(短所) ごみの減量に努力している市民に対しても一定の負担をしてもらうことになります。

【超過量従量制】

(長所) ごみの排出量が一定量を超えると排出量に応じて一定割合を負担するシステムで、多量排出者と少量排出者の費用負担が明確であり、ごみの減量に努力している市民の負担が減る仕組みとなっています。

(短所) 一定量までは無料(または低額負担)であるため、住民基本台帳とのリンク等により世帯に応じた配付枚数を正確に把握することが必要となります。また、一定枚数を無料(または低額負担)とすることから容易に指定袋が手に入れることが可能であるため、減量効果は薄いといわれています。

	₩ ◊+ ₩ □ # 11	超過量有料制
	単純従量制	二段階超過量制 一般の超過量制
制度概要	等数 料 袋 原 価	手 数 一般 一般
	○ごみの排出量に応じて、排出者がごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式。○一般的には、市民がごみ処理手数料が上乗せされた有料指定ごみ袋を小売店等で購入し、小売店等からごみ処理手数料が市に納付される。	○ごみの排出量が一定量となるまでは無料(※二段階方式では低額の負担)であり、一定量を超えると排出量に応じてごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式。例えば佐世保市では、1人当たり45%のごみ袋20枚まで10円/枚、21枚目から220円。従量制に転換する前(H21.7まで)の守山市では、110枚まで10円/枚、111枚目から150円/枚。○一般的に、無料(または低額負担)の範囲は、可燃ごみで年間100~150枚(排出世帯数により異なる)。また、一定量を超えた場合は有料指定ごみ袋を小売店等で購入し、小売店等からごみ処理手数料が市に納付される。
メリット	○ごみの排出量に応じてごみ袋を購入する単純なシステムであり、仕組みが分かりやすい。 ○ごみ排出量の多少に関わらず手数料負担が発生するため、排出者全体に排出抑制効果が働く。 ○ごみの排出量に比例して金銭的負担が大きくなるため、公平性の確保が図られる。 ○過大な事務負担・事務経費が発生しない。 ○排出量に応じた歳入が確保される。	○多量排出者と少量排出者との費用負担が明確であり、導入に当たって住民の理解が比較的得やすい。 ○無料又は低額負担のごみ袋数が決まっており、めざす減量目標が見えやすい。
デメリット	○全ての排出者に負担を求めるため、ごみ減量に努力している市民にも負担感が生じる。○めざす減量目標が見えにくい。	○一定量までは無料(又は同額負担)であるため、排出量に比例した費用負担にはならない。この無料(又は同額負担)枚数は、減量促進につながらない無料(又は同額配布)枚数となった場合には、期待された減量効果が得られない場合がある。 ○一定量までの無料(又は第一段階の低額負担)分の算定にあたっては、住民基本台帳とリンクする必要がある。また、リンクしても実態と合致しない可能性がある。 ○無料分(又は段階ごと)にかかる事務負担が発生し、新たなコストが生じる。 ○一定量までは無料(又は安価な手数料)で排出できるため、減量効果が薄れる可能性がある。
		○全ての排出者に負担を求める ため、無料ごみ袋配布と比べ新 たに負担感が生じる。 ○一定枚数までは無料であり、 ごみ袋の製造費・流通費等を市 が負担することになる。

有料化導入による収入等の試算(可燃ごみの有料化を想定)①

単純従量制

歳入

見かけ比重…容積密度を「1」 とした場合の実際の重量割合 ⇒数値が高い程、比重が重い

目標年度 : 平成32年度焼却量35,803トン(基本計画より) (一般廃棄物処理基本計画より⇒H22年度比焼却量:26%削減)

容積換算: 平成32年度容積275,408千烷(見かけ比重0.13に基づき換算) © (参考:京都市 見かけ比重 0.20(H22年度)、0.20(H23年度))

袋数の充当率:70%(45以袋のうち70%(31.5以)を排出していると見込む)

1袋あたりの料金:45円(1%あたり1円で試算)

充当率・・・袋の最大容量(45%) のうちの排出量の割合

上記より算出される指定袋の排出予想枚数(45%袋換算) 平成32年度収入見込(基本計画値(有料化導入)が達成された場合)

①:35,803t ÷ 0.13 = 275,408千次(排出量を見かけ比重より算出した容積)⇒A

②:275,408千次(A) ÷ (45次×70%) = 8,743千袋(排出量から算出した袋の排出枚数)⇒B

③:8,743千袋(B) × 45円 = **393,435千円(歳入見込)**⇒C

歳出

【袋製作·流通費 : 5円/枚(H23年度 110,250千円(税込)÷21,232千枚) (参考:札幌市 10円/枚(H21))

小売店販売手数料:10%

上記より算出される指定袋の作成・管理経費 平成32年度収入見込(基本計画値(有料化導入)が達成された場合)

①:8,743千枚(B) × 5円 × = 43,715千円(指定袋作成及び流通経費)⇒D

②:393,435千円(C) × 10%(内税) = 39,344千円(指定袋の販売手数料)⇒E

③:43,715千円(D) + 39,344千円(E) = **83,059千円(歳出見込)**⇒F

歳入一歳出

393,435千円(歳入見込) (C) - 83,059千円(歳出見込) (F) =310,376千円(経費を除く市の収入見込)

有料化導入による収入等の試算(可燃袋のみの有料化を想定)②

超過量有料制(二段階Ver.)

※配付設定枚数分は低額(指定袋作成費程度)の負担してもらい、設定枚数超過分に ついては一定割合を比例的に負担する方式

歳入

可燃ごみ袋標準必要枚数 : **平成32年度8,743千枚** (排出量と袋の充当率から算出した袋の排出枚数)

| 配付枚数の設定(超過前配付): 104枚(通常配付枚数)*74%(減量率)=76.9枚=80枚

「超過分割合 : 587千枚(H23追加枚数)÷11,529千枚(組成分析より推計)=5.1% ※推定排出枚数のうち、5.1%は超過分と試算

超過分見込 : 8,743千枚*5.1%=446千枚

が超過前指定袋単価 : 5円/枚(指定袋作成費より) 超過分指定袋単価 : 90円/枚(1%あたり2円で試算)

上記より算出される指定袋の配付枚数超過予想枚数

①:8,743千枚 × 5円 = 43,715千円⇒A

②:446千枚 × 90円 = 40,140千円⇒B

③:43,715千円(A) + 40,140千円(B) = **83,855千円(歳入見込)⇒**C

歳出

袋製作·流通費 : 5円/枚(H23年度 110,250千円(税込)÷21,232千枚) (参考:札幌市 10円/枚(H21))

小売店販売手数料:10%

上記より算出される指定袋の作成・管理経費 平成32年度収入見込(基本計画値が達成された場合)

①:8,743千枚 × 5円 × = 43,715千円(指定袋作成及び流通経費)⇒D

②:40,140千円(B) × 10%(内税) = 4,014千円(指定袋の販売手数料)⇒E

③:43.715千円(D) + 4.014千円(E) = **47.729千円(歳出見込)**⇒F

歳入一歳出

83,855千円(歳入見込) (C) - 47,729千円(歳出見込) (F) = 36,126千円(経費を除く市の収入見込)

有料化導入による収入等の試算(可燃袋のみの有料化を想定)③

超過量有料制(通常Ver.)

歳入

※配付設定枚数分を無料とし、設定枚数超過分については一定割合を比例的に負担する方式

可燃ごみ袋標準必要枚数 : 平成32年度8,743千枚 (排出量と袋の充当率から算出した袋の排出枚数)

配付枚数の設定(無料配付): 104枚(通常配付枚数)*74%(減量率)=76.9枚=80枚

超過分割合 : 587千枚(H23追加枚数)÷11,529千枚(組成分析より推計)=5.1% ※推定排出枚数のうち、5.1%は超過分と試算

超過分見込 : 8,743千枚*5.1%=446千枚

超過分指定袋単価: 90円/枚(1%あたり2円で試算)

上記より算出される指定袋の配付枚数超過予想枚数

①:8,743千枚 × 0円 = 0円⇒A

②:446千枚 × 90円 = 40,140千円⇒B

③:0円(A) + 40.140千円 = **40.140千円(歳入見込)**⇒C

歳出

袋製作·流通費 : 5円/枚(H23年度 110,250千円(税込)÷21,232千枚) (参考:札幌市 10円/枚(H21))

「小売店販売手数料:10%

上記より算出される指定袋の作成・管理経費 平成32年度収入見込(基本計画値が達成された場合)

(1):8,743千枚 × 5円 × = 43,715千円(指定袋作成及び流通経費)⇒D

②:40,140千円(B) × 10%(内税) = 4,014千円(指定袋の販売手数料)⇒E

③:43,715千円(D) + 4,014千円(E) = **47,729千円(歳出見込)**⇒F

歳入一歳出

40,140千円(歳入見込)(C) - 47,729千円(歳出見込)(F) = Δ7,589千円(経費が歳入を上回る)